

陸奥宗光のベクトル

—— 官僚・陸奥宗光の政治性

上野隆生 *UENO Takao*

- はじめに
- 1 —— 就官と辞意
- 2 —— 言動と政策構想
- 3 —— 辞意と辞職
- おわりに

【Abstract】 The name of Mutsu Munemitsu reminds us of the “Mutsu diplomacy” during the Sino-Japanese war in the last decade of the 19th century. While most studies of Mutsu have naturally focused on his tenure of foreign minister, his career as a whole has not been so probed as it should be. Especially his initial stage in the Meiji government has not been in the docket of researches on Mutsu.

As an attempt to fill this lacuna, this article analyses his political designs as well as his political activities from 1868 to 1874. In 1868 young Mutsu entered the Meiji government. From then on, he held posts in the new government including governor of Hyogo and Kanagawa. He also engaged himself in reforms of his ex-domain Wakayama. In 1872 he assumed head of the Land Tax Revision Bureau and successfully managed to realize the reform of the land tax in 1873.

Through his various posts regardless of his brief term of a bureaucrat, did Mutsu seek to grasp the political power and status, but in vain. In contrast to those from Satsuma and Choshu, two major dominant domains which have much to do with the fall of the Tokugawa Bakufu, Mutsu had no political forces to back him up. He also tried to enhance the civilization and enlightenment as well as a centralization of the government, which potentially would be different from those of the oligarchical government of Okubo Toshimichi. In spite of his ability and philosophy adding to his guts and skills, Mutsu was always taken for as a bureaucrat not as a statesman. His desire to take a position of authority and to realize his designs did not come true. It seemed to Mutsu that the government was filled with those from the dominant domains, which he thought did harm to all of the nation. Mutsu grew so resentful that he resigned in January 1874.

—— はじめに

陸奥宗光 (1844–1897 年) は、日清戦争期の外相として有名である。だが、その生涯は「小説よりも奇」で¹⁾、「書生」、「浪人」、「謀反人」、「獄囚」、「貴顕」、「紳士」、「翻訳家」、「小説家」、「弁舌家」、「政治家」と、その「一身の歴史は人間の渾ての歴史を含有」したと評さ

れた²⁾。

陸奥は、1844（弘化元）年和歌山藩士伊達宗弘（千広、号は自得）の第六子として生れた³⁾。宗弘は藩の勘定奉行・寺社奉行などを務めたが、陸奥が9歳の時に藩内抗争により失脚、改易の憂き目を見た。陸奥はこの処置に大いに憤り、復仇には天領代官になればよいと聞いて『地方凡例録』⁴⁾などを学んだ⁵⁾。その後江戸に出た陸奥は、安井息軒・水本成美などの下で書生をした。伊達宗弘と養嗣子伊達五郎は、和歌山藩では少数派の勤王派であった⁶⁾。その交遊の中から陸奥自身も坂本龍馬などの知遇を得た。陸奥は勝海舟の海軍操練所に入った後、海援隊に参加した。鳥羽伏見の戦いの最中、陸奥はイギリス公使パークスに面会、維新後の外交処理に関してパークスの見解を聞くとそれをもって岩倉具視に会い、開国進取の政策を採って王政復古を各国公使に告げるよう進言した。岩倉もこれを首肯、1868年2月4日（慶応4年1月11日）⁷⁾、陸奥は外国事務局御用掛に任じられた。陸奥自身も「余が生来始めて身を責任ある地に置き国家の公務に与かるの第一初歩なりとす」と記している⁸⁾。その後、1874（明治7）年1月15日に「自から進みて免官を請願するに至った⁹⁾。以後の経歴を辿るのは控えるが、まさしく他に類を見ない多様な経歴を有した人物であった¹⁰⁾。

本稿は、1868年に就官し1874年に辞職するまでの時期を対象として、陸奥の言動を素描するとともに、そこに見られる政策や構想を抽出することを目的とする。合わせて、その後の陸奥の言動や政策に関わる陸奥の特性についてもふれる。なお、この時期の陸奥についてまとめられた論考が僅少である¹¹⁾点も当該時期の陸奥を取り上げる理由の一つである。

1 — 就官と辞意

外国事務局御用掛に任命された陸奥は、まもなく1868年4月9日（慶応4年3月17日）徴士外国事務局権判事に任じられ横浜在勤を命じられた。しかし、病を理由にこれを断るとともに、陸奥は辞表を認めている。結局この辞表は「聴サレス」に終わったが、「陸奥宗光辞職ノ表」として巷間に流布された¹²⁾。その内容は、一見仰々しく新政府を讃え、「不才ノ微身」たる陸奥が「外国事務権判事ノ重職」に任じられたことを謝してはいるが、「非器在職ノ害ハ遺賢在野ノ害無キニ如カズ」と人材登用の不公平ぶりについて強い不満を表明したものであった。同年6月1日（同年閏4月11日）、幕府がアメリカに注文した鋼鉄軍艦を新政府に引き渡すよう購入交渉ならびに資金調達を命じられ¹³⁾、翌2日（閏4月12日）、当該「御用中会計事務局兼務」が命じられた¹⁴⁾。陸奥は「苦心の結果」大阪で資金を調達し、同艦の新政府への引渡し交渉を成功させた¹⁵⁾。

1868年8月10日（慶応4年6月22日）、陸奥は会計官権判事¹⁶⁾を免ぜられた。陸奥によれば、「会計官副知事其实是会計官総裁たる」由利公正と紙幣発行をめぐる意見対立があり¹⁷⁾、「旧思想非洋学派」の由利¹⁸⁾と「激論スルコト数回に及」んだ結果だという¹⁹⁾。この時「周旋」してくれたのが大阪府知事後藤象二郎で²⁰⁾、陸奥は大阪府権判事に横滑りし、

「表面余は別に黜陟の沙汰を被りたるにあらず」と陸奥も認めている²¹⁾。

1869年3月4日(明治2年1月22日)、陸奥は摂津県(後に豊崎県と改称)知事に任じられた。それに先立つ1月に、兵庫県知事伊藤博文は「国是綱目」を作成、建白に及んだ。その提出には陸奥を始め、中島信行(陸奥の妹婿、兵庫県判事)・田中光顕(同県権判事)・何礼之(同県出仕)が同行した²²⁾。全6項目から成るその内容は、天皇中心の中央集権体制を強調し、開国方針の確認と「世界万国」との「交通」、それによる知識の拡充の他、各藩の兵権を朝廷に帰一させることや職業選択・居住の自由などを説くものであった²³⁾。この建白は「兵庫論」として流布し、守旧派からは激しく攻撃された²⁴⁾。

1869年7月28日(明治2年6月20日)、伊藤の民部少輔転出に伴い陸奥はその後任として兵庫県知事となったが、8月には兵庫県知事を免じられた。陸奥によれば、「当時中央政府に於て大隈伊藤の開進派と保守派との間に隠然として氷炭相容れざるものありて各県の知事其属する所の当派如何に因り免黜せられたるもの多かりしが余も亦其中の一人として此辞令書を受くるに至」った²⁵⁾。伊藤は、陸奥を「会計」に招くつもりであると慰めつつ説得している²⁶⁾。しかし陸奥は、「素より不智短才ととも当今之御時勢に於て奉職覚束なく」²⁷⁾、「連[速]に退去仕度心願に御座候」としきりに伊藤に伝えている²⁸⁾。大蔵大丞就任の含みで一旦上京するよう命じられたが²⁹⁾、陸奥はそれを固辞し³⁰⁾、「和歌山藩庁の政務を行」うことにした³¹⁾。

如上の経緯から窺えるのは、陸奥が政策・人事での不満と政府全体の問題とを結びつけて捉えていること、辞意は見せ掛けではなく本意であること、そしてそこには強い自負が存在していたことである。同時に、政府内部での改革派として伊藤博文らとの連携が早くから構築されていたことも見逃せない³²⁾。

2 ―― 言動と政策構想

(1) 和歌山藩藩政改革

1866年5月(慶応2年4月)、地士(下級封建官僚)層出身の津田出が「利世安民・天下弘済」を理念に掲げ、殖産興業の奨励、留学生の派遣、軍制改革などを柱とする「御国政改革趣法概略表」を提出、藩政改革が試みられたが、藩内抗争により頓挫した³³⁾。1869年2月15日(明治2年1月5日)、藩主徳川茂承は藩政改革の号令を出し、津田を再登用して藩政を一任、藩政改革に着手した³⁴⁾。これに前後して陸奥は津田を訪ね、教を請うている³⁵⁾。津田は「和歌山藩藩政改革案」と「拙案三条」を記している。それらには、政府直属の軍隊設置、職業選択の自由、人材登用、俸禄削減、田租減額などが掲げられている³⁶⁾。津田の改革案の根幹は、郡県制度と徴兵制度の構築にあった³⁷⁾。

陸奥は津田から「書生扱ひされ」、津田の詩を自作の如く人に示して津田から「お眼玉を戴きたること」もあった³⁸⁾。陸奥は、「世に津田出翁ほど恐ろしい者は無い」と常に語っていたという³⁹⁾。しかし一方で、津田を「紀藩一般を可治丈は請合出来可申人物」と伊藤博

文に伝えている⁴⁰⁾。また山県有朋・伊藤博文らが陸奥宅に集まった折、山県有朋が「紀州では津田が豪いよ」と評したところ、陸奥は「津田よりは俺が豪いぜ」と応じた⁴¹⁾。

兵庫県知事辞任後、陸奥は本格的に和歌山藩藩政改革に関わった。中でも兵制改革には力が注がれた。徴兵制の告示と具体的細則の整備、徴募の実施、プロイセン式兵制による訓練などと並行して、カール・ケッペン (Carl Cöppen, 1833-1907年) を介してドイツ銃の購入も進められた⁴²⁾。1870年(明治3年)、津田は陸奥を説いて洋行させた⁴³⁾。普仏戦争の視察、歩騎砲工の各兵科教官の招聘、鉄砲その他軍事に関する一切の器械購入、などがその目的であった⁴⁴⁾。だが、陸奥自身の記述も希薄で、この間の動向はよくわからない。出発時期については1870年4月(明治3年3月)とされているが⁴⁵⁾、半年ほど後の可能性もある⁴⁶⁾。陸奥の肩書きは「和歌山藩欧州執事」というもので⁴⁷⁾、ロンドン⁴⁸⁾とケッペンの自宅があるドイツのビュッケブルク (Bückerburg)⁴⁹⁾ に赴いたことやアメリカを経由したこと⁵⁰⁾ は明らかである。また、普仏戦争に際して「兵制の長短を知るに就て、多くの便宜を得た」といわれる⁵¹⁾。1871(明治4)年に帰国すると、5月から再び和歌山藩政に関わり、戍兵都督となった⁵²⁾。徴兵制度を中心とする兵制改革は順調に進み、1870年4月(明治3年3月)時点で戦時兵力1.4万人余りを数え、廃藩置県後の解散時における兵部省への申告では、歩兵・騎兵・砲兵・工兵などを合わせて1.7万人余りの兵力となっていた⁵³⁾。和歌山藩は独立国の様相を呈しつつあったといっても過言ではあるまい。藩政改革の進捗とともに、陸奥にとってそのような和歌山藩は後ろ盾となりうる勢力であった。

(2) 神奈川県令

1871年8月29日(明治4年7月14日)の廃藩置県について陸奥は、「余が如き区々一地方の事務に執掌せし輩が」その「原由を窺知すべき由」はないとしながら、「明治初年以來此廃藩置県の問題に就ては幾分か微衷を盡したる事」があると述べている⁵⁴⁾。廃藩置県の際に陸奥にとって問題となったのは、和歌山藩の兵備であった。解兵をめぐる士官らを中心に反対論が強く、最終的に全国規模で徴兵制を敷き、士族を廃することで折り合いが着いた⁵⁵⁾。「和歌山県の善後策は極めて困難な事情」があったが、この間の経緯に関しても、陸奥は「士官輩」の「激論」を「鎮撫するには甚だ苦心せしも幸に余が計画に因り事穩便に終るを得たり」と自讃している⁵⁶⁾。だが、後ろ盾となりうる勢力を失ったのは否定できない。

1871年9月26日(明治4年8月12日)、陸奥は神奈川県知事(同年12月25日(同年11月14日)に神奈川県令と改称)に任じられた。「神奈川県在任中は多少県制改革等の事もありたれども茲に特記する程の要無し」と陸奥は記している⁵⁷⁾。しかし開港場を抱える横浜という土地柄、外国人をめぐる事案や税務、司法など多岐に亙る仕事を担わざるを得なかった。たとえば、外国商人が天皇の写真を買買した際の対応もその一例である⁵⁸⁾。また、神奈川県裁判所設置(1872年9月7日(明治5年8月5日))まで「聴訟断獄事務」(裁判)は県庁が所管し、決裁(判決)は県令が行うこととなっていた⁵⁹⁾。たとえば、1872年3月27日

(明治5年2月19日)、ドイツ人商人「サイド」の詐欺事件で、県令の陸奥が関係者を呼び出して「吟味」している⁶⁰。陸奥自身も、奉職以来「少々改革之手續も有之候間」と参議大隈重信に伝えている⁶¹。

特筆される「改革」が横浜警察制度の整備である。県参事大江卓⁶²の建策によるところも大きかった⁶³。1871年2月(明治5年1月)、横浜の取り締まりをしていた警備兵を羅卒と改称、羅卒総長以下階級を設定するとともに⁶⁴、香港に職員を派遣して「羅卒規則」などを調査する一方⁶⁵、「功章」制度⁶⁶や職務中の不慮の災害に対する保障制度を設けた⁶⁷。県令時代の陸奥が官吏や羅卒に関して、自ら現場を訪れて土木課の役人の汚職を叱責し⁶⁸、羅卒の勤務振りを激励した⁶⁹逸話は少なくない。「陸奥は例の通りの平民主義の男であったから、事務の間捷を計って、事大小に関はらず、自から県民に接触して裁断した。」⁷⁰こう大江卓は評している。もっとも、陸奥は「未タ無位ニ罷在」、外国人との「御交際談判上ニも関係」するため陸奥への賜位を大隈に要請したのは大江であった⁷¹。

1872年6月14日(明治5年5月9日)、陸奥は太政官に対して「囚獄ノ制ヲ改正セン事ヲ建議」した⁷²。獄舎の環境が劣悪で「惨酷」な状況とその改善の必要性を指摘、囚獄者の健康に留意して軽作業に従事させることで「昔日ノ兇徒今日ノ良民トナリ再犯スル者寡」くなるであろうとして、「今ヤ文明開化ノ秋ニ当リ制度必シモ故典ニ拘泥セス方法必シモ旧章ニ執拗セス」改革すべきであると説く。その上で「願クハ先ツ臣ヲシテ設行セシメヨ其方法ノ如キハ詳密ニ具状ス可シ」と結んでいる。制度改革の考えとその具体案はあるので自らに担当させよ、との自信は注目される。

1872年3月19日(明治5年2月11日)に「去月下旬より病氣」であった妻が死去した⁷³にも拘らず、陸奥は翌日に「除服出仕」を届けている⁷⁴。陸奥が精力的であったことを窺い知ることができる。それだけに、マリア・ルス号事件への陸奥の対応には違和感を抱かざるを得ないだろう。1872年7月9日(明治5年6月4日)、ペルー船籍のマリア・ルス号が横浜に入港した。その後、200余人の清国人が売奴としてペルーに送られる途上であり、苛酷な待遇や虐待が明らかとなった⁷⁵。同船内の奴隷を解放するよう進言した大江に対して⁷⁶、陸奥は「徒ラニ事端ヲ生スル慮アリトテ之レニ干預スルヲ不可トシ」⁷⁷、「唯に神奈川県一県を見るに非ず、眼を天下に注げば、如此にならざるを得ざる故」、陸奥は再三手を引くよう大江に説示した⁷⁸。また陸奥は、外務省の役人は骨も血もなく、うらむやのうちに葬られるだろうから結局馬鹿を見るのは我々だ、とも述べたという⁷⁹。

マリア・ルス号事件以前に、陸奥は県令を辞職する許可を参議大隈重信に求めていた。伊藤博文にも相談済みであり「何卒同人にも御相談之上公務上又友情上共ニ御斟酌」ありたく、「表向は県勢を逃れ候様御取斗被成下度奉願候」としている⁸⁰。陸奥の関心がすでに「区々一地方の事務」以外に移っていたことは明らかであろう。それは大蔵省租税頭就任と地租改正であった。

(3) 租税頭と地租改正

陸奥は、前述の「国是綱目」とほぼ時を同じくして、1869年5月16日（明治2年4月5日）に府藩県同治を論じた建白書（以下、府藩県同治建白書と表記）を提出した⁸¹⁾。その趣旨は、「旧弊ヲ一洗シ」「府藩県同治之政体」を構築する＝税法と政治の一樣化という点にあった。税法については、金納に統一し（難しければ暫定的に田税＝米納、畑税＝金納とする）、従来は非課税となっていた都市部でも「相当ノ地租」を納めさせるべきであるとする。政治については、飛地の整理などを含む行政区分の再編成を説いた。

明治政府にとって歳入確保は不可欠で増租の必要に迫られると同時に、農民層の支持取り付けのためには減租が必要であった。両者の矛盾は激しかった⁸²⁾。そこで、貢租制度変革を土地制度改革と結びつけ、土地領有制の廃棄を説いたのが神田孝平である。1869年5月（明治2年4月）、公議所に提起した「税法改革の議」で沽券制度の採用による全面金納化を唱えた⁸³⁾。さらに神田は、1870年7月（明治3年6月）の「田租改革建議」で、従来の田税は「吏ノ姦ニ因テ量丈ヲ私スル者ア」る他「地形ノ変易」により同一でなく、「中間ノ耗減」によって税収総額が見込めず「翌年ノ経済ヲ今年ヨリ予算スルコト」ができないことなどを指摘して、速やかな改正を主張した⁸⁴⁾。神田の構想は、石高制自体に及ぶ改革論であった⁸⁵⁾。陸奥の府藩県同治建白書に比して、制度根幹からの変革の徹底さと実施時の具体性において神田の構想はより先行していたといえよう。

廢藩置県後、地租改正への動きは加速された。民部省廃止に伴い大蔵省租税寮が地租改正の主管となった。岩倉使節団副使として大蔵卿大久保利通が外遊すると、大蔵大輔井上馨は改革派（「ハイカラ」）を大蔵省に集めた⁸⁶⁾。渋沢・陸奥・芳川らが「井上派」で⁸⁷⁾、井上は「ハイカラの隊長」であった⁸⁸⁾。その後の一年半は全く井上による「大蔵省経営の時代」であった⁸⁹⁾。換言すれば、改革派が大蔵省を主導することとなった。大蔵省租税寮では神田孝平の地券方式に基づいて実施する方針がほぼ確定した⁹⁰⁾。そこで1871年10月（明治4年9月）、大蔵卿大久保利通・大蔵大輔井上馨は連名で、田畑永代売買解禁・地券発行・地価賦課の原則を骨子とする「地所売買放禁分一収税法施設之儀」⁹¹⁾ 伺を正院へ提出した。次いで同年11月19日（同年10月7日）には同じく連名で、「三府下地券発行之儀」⁹²⁾ 伺を出し、市街地を無租地としておくことは「不公平」とした。同年12月12日（同年11月1日）に、井上と大蔵少輔吉田清成は、「内国租税改正意見書」を連署で上申した。租税は「上下均一貧富公平ヲ旨トス」るため、地所売買の解禁、沽券税法の導入、物品税・印税・海関税などを徴収して産業振興に充て、「農民貢租ノ偏重」を「漸次消却」することが盛り込まれていた⁹³⁾。

陸奥は、神奈川県知事就任後の1871年10月30日（明治4年9月17日）、参議大隈重信に対して、「未定稿」としながらも「田租改正之儀」を送り、「一読」の上「御決評」を求めた⁹⁴⁾。井上馨・渋沢栄一などには相談済みであるとしていることから、井上・陸奥の連携は明らかである。陸奥が正式に「田租改正議」として提出したのは1872年5月（明治5年4月）であった⁹⁵⁾。陸奥はまず、これまでの「本邦田租ノ法」の問題点を指摘、「煩雑疎漏」

で「不公不平」が甚だしいと結論づける。改善策として、「従来ノ石高反別石盛免檢地検見等一切ノ旧法ヲ廢除シ現在田畑ノ実価ニ従カヒ其幾分ヲ課シ年期ヲ定メ地租ニ充テントス」るよう提案する。土地の良否肥瘠により土地価格を決定し、それに従って地租を決定すれば「上下互ニ損耗ナク勞ヲ省キ煩ヲ去リ地租以テ中正平均ニ至ルベシ」という。そして、自身の藩政改革や地方官の経験を挙げて、具体的方法について「詳密ニ具状」するので大蔵省に陸奥と「合議」させよ、とここでも自信の程を示している。

陸奥の「催促」も奏功してか⁹⁶⁾、この建議は正院の裁可を受け大蔵省へ下げ渡された⁹⁷⁾。1872年7月7日(明治5年6月2日)大蔵大輔井上馨は正院に対して、「田租改正」の具体的施策については「当省ニ於て議事所を設」けて各府県知事らを集めて篤と協議したいこと、そしてその際は「将来地方ニ関係施行之条目」など「百般之事務之ヲ公議且記載シ終ニ地方凡例録ノ如キ」ものを「大成」して「地方官勤仕録」としたい旨を伝えている⁹⁸⁾。大隈重信・井上馨らが「頻りに余が意見を賛成」して⁹⁹⁾、1872年7月23日(明治5年6月18日)、陸奥は租税頭に任じられた¹⁰⁰⁾。陸奥が父伊達宗広にこの任命を伝え、宗広は「萬々めてたく」と喜びを隠さなかった¹⁰¹⁾。「ほとんど一国政務の七八分を総理」していたといえる¹⁰²⁾。当時の大蔵省においては、各寮が一等から三等に区分され(たとえば、租税寮は一等寮、紙幣寮は二等寮、駅通寮は三等寮)、このうち一等寮の権限は最も強く、寮頭が実質的に府県知事に指令していた¹⁰³⁾。陸奥の満足振りは容易に推し量ることができる。

大蔵省は、同年9月4日(同年8月2日)、税法改正に先行して「地方官職任ノ制規ヲ改訂」することを建議した。その趣旨は、府県知事・県令は在職期間を4年とし、初任は必ず「権官」(代理)とし「治術ノ奏功ニヨリ正官ニ進ム」ようにする一方、転任・解職の場合は後任をその府県の参事などから当てることとしている。そして地方官の裁量を広げるとともに、「治民ノ效挙ヲサル者ハ、速ニ貶黜スル」と結果重視の評価姿勢を示している¹⁰⁴⁾。陸奥も「府県ノ差等ヲ立テ官吏ノ階級ヲ定ムル議」を建議している¹⁰⁵⁾。陸奥は、広狭や収税の多少があっても「同シク之レヲ府県ト称シ」、その人の「才識ニ長短アリ職務ニ勤惰アリ筮仕[就官]ニ新旧アリ事功ニ大小アリ而シテ同シク之レヲ今参事ト称ス」とし、「府県ニ差等ナク官職亦タ階級ナ」い現状では「倦怠ノ情」が生れるとする。そこで「府県」「官職」とともに「四等」に分け「考課ノ法選叙ノ制ヲ一定」すべきと主張する。いわば能力主義的な評価を唱えている。同時に、地租改正を越えて地方制度全般の更改を企図していたことが看取されよう。

大蔵省は1873(明治6)年1月31日付で地方官会同の召集を指示、地方官会同は1873(明治6)年4月8日から5月2日まで大蔵省で開かれた¹⁰⁶⁾。4月8日に「会同ノ旨趣」を大蔵大輔井上馨が演説し、議事章程が配付された¹⁰⁷⁾。4月13日午前の会議で、米納を廃止して金税に改正する議が提起されると、議員の意見は石代金納・金税・地券税に三分された。翌14日の会議には、当初出席者に名を連ねていなかった租税頭陸奥が「員外一番」として参加し、石代・地券は同一であると指摘すると一同もこれに賛同した。翌15日には賛成多数で地券方式に決定をみた。地方官会同は実際には大蔵省が主導しており¹⁰⁸⁾、租税

頭陸奥が主導的な役割を担っていたことは明らかであった¹⁰⁹。地租改正法案は、1873（明治6）年5月19日に大蔵省事務総裁大隈重信より太政官へ提出され¹¹⁰、同年7月28日、地租改正に関する「上諭」・太政官布告第272号・別紙「地租改正条例」「地租改正規則」が公布された（以下、一括して地租改正法と表記する）¹¹¹。

「田租改正議」の陸奥構想は成立した地租改正法に盛り込まれ、土地収益の利回還元による算出方式＝検査例方式（地価調査に集中して詳細で具体的な検査例が列挙された）が採られた¹¹²。陸奥は、この「地租改正法ノ外方今ニ在テ別ニ良法アルヲナシ」と非常な自信を示している¹¹³。だが、陸奥構想の独自性については割り引かねばならないだろう。まず、陸奥構想は『地方凡例録』¹¹⁴や津田出が「紀州で調べて置いた地租改正案に基づいたもの」だからである¹¹⁵。さらに、神田の「田租改革建議」や大久保・井上の「地所売買放禁分一収税法施設之儀」に倣ったものでもあった¹¹⁶。大蔵大輔井上馨も金納化を主張し¹¹⁷、改革派で固めつつあった大蔵省を背景に、廃藩置県後のこのタイミングで提案した点に、「機を見るに敏なる」陸奥の独自性を見ることができるといえる¹¹⁸。いずれにしても「陸奥が主になってやった」¹¹⁹地租改正法は、「旧来の物納年貢を画一的な金納地租に再編成するための実際の技術学をもって貫かれたおそろべき苦心の作品であった。」¹²⁰まさに「実際の技術学をもって」具体化した点にこそ、陸奥の官僚的能力の本領があった。

地租改正法が最終局面を迎えていた1873（明治6）年5月7日、大蔵大輔井上馨と三等出仕渋沢栄一は連袂で財政危機を訴える辞職建議書を提出、14日に両者の辞職が決まり、参議大隈重信が大蔵省事務総裁として省務を引き継いだ。井上・渋沢辞職の背景には、財政支出をめぐる文部卿大木喬任・司法卿江藤新平らとの対立があった¹²¹。以後、長州派が相次いで政府から去り、「廟堂には一時長派の影を絶つのがあった。」¹²²

1873（明治6）年5月15日、陸奥は、大隈重信の「推轂に因り大蔵省の事務を執ることゝとなり、渋沢に代わって大蔵省三等出仕となった（翌6月17日大蔵少輔）¹²³。井上・渋沢の悲観的見方を払拭する必要から、大隈は6月9日、「明治六年歳入歳出見込会計表」を公表した¹²⁴。陸奥自身は井上・渋沢の見解に近かったが¹²⁵、会計表の調査作成にあたったのは陸奥で、相当程度政略的な会計表公表であった¹²⁶。この時も、かつて津田出が公示した「御勘定納払調別帳」（歳出入決算表）が参考となった¹²⁷。しかし、陸奥が「一人にて本省事務」を「引受」る負担度は相当であったらしく、「前島密本省出仕之義」を大隈に催促している¹²⁸。確かに陸奥は多忙であった。多忙ではあったが精力的でもあった。同年6月より施行される印紙税は「本朝未曾有の新税」であるため、陸奥は『印紙税略説』なる説明書の発行にも関わった¹²⁹。井上が「殆んど任意にやって御座って」いた¹³⁰大蔵省を、代わって陸奥が「経営」する好機であった。

3—— 辞意と辞職

1874（明治7）年1月12日、陸奥は「去秋以来病勢特ニ激ク」「賤疾ヲ保養」したいとの

辞職願を認めた¹³¹⁾。陸奥自身によれば辞職を願い出たのは1月15日で、「余は固より征韓論に与みするものにあらず此一事は内閣と意見を異にせざるも何分当時政界の状況は余をして政府部内に立つよりも寧ろ野に下りて運動するの得策なるを感ぜしめたるより遂に自から進みて免官を請願するに至りたるなり」としている¹³²⁾。

もしも朝鮮に出兵して勝利を得るような事態になれば「武断派」(西郷隆盛ら薩派)の勢力が増すばかりである、との判断から確かに陸奥は征韓派には反対で、木戸孝允に頼ろうとした¹³³⁾。1873(明治6)年7月23日に木戸が帰国すると¹³⁴⁾、陸奥は木戸に接近する。だが、陸奥が話したのは、「大蔵省の混雑せし元凶且入税の概算等」¹³⁵⁾や「春來の変遷せし元凶」及び「租税の一条等」¹³⁶⁾が中心であった。陸奥は、8月26日から¹³⁷⁾9月21日まで京都方面に出張した¹³⁸⁾。9月2日、陸奥は出張先から長文の書翰を木戸に送り、

今の患は、大臣經濟に通ぜず、吏務を解せず、唯其理を説き其權を争ひ、徒に開明の虚声を好て、政治の真理を失ひ、人民に自由の權を與へんと欲して、其程度順序を省みず、反て人心の疑惑を増す、其説を聞けば甚だ是にして、其事を觀れば甚だ非なり、

と不満を吐露した。陸奥によればこれまで「国家の氣脈を維持する者」は大蔵省で、その任は前大輔の井上馨にあったという。しかし各省は大蔵省を敵視し、井上辞職に至ったが、その後は「政治常に民力と背馳し、開明の虚声あつて、人民益衰頽に赴く」結果となっており、その原因は「大臣其人を得ざるに在り」、解決策は「其制度を撰むに非ずして、其人を撰むに在り」とする¹³⁹⁾。

財政意見の相違から大隈への不信感を募らせていたことが窺えるが¹⁴⁰⁾、陸奥の不満は政府全体を対象としていた。1873(明治6)年夏以後、陸奥の言動には活気が見られなくなり、上記出張後も「賤恙兎角快復不致」として欠勤を続けた¹⁴¹⁾。一旦復歸して、10月29日から31日には横浜へ「御用」出張している¹⁴²⁾。その目的は、各国公使から条約と齟齬するとの疑義が寄せられていた¹⁴³⁾生糸改会社¹⁴⁴⁾にあったと思われる。帰京後、同会社が条約と矛盾することは無く、「生糸蚕種之両品」は日本の最大の産物であり、「十分之御保護」が無ければ經濟上大いに困難を醸すことになる旨を大隈に伝えている¹⁴⁵⁾。そして陸奥は11月17日から熱海に赴いた¹⁴⁶⁾。しかし「一週二週之間ニ……政府之麻痺病平愈全快之場合ニハ無覚束」との連絡を前島密から受けると¹⁴⁷⁾、「加養」しても「全癒ニ罷兼」さらに二週間の「御暇」を願った¹⁴⁸⁾。

10月には陸奥の思惑通り、征韓論をめぐって西郷隆盛らの「武断派」は退けられた¹⁴⁹⁾。しかし、11月10日、内務省設置が布告された¹⁵⁰⁾。新設の内務卿には参議兼任で大久保利通が、また大蔵卿には大隈重信がそれぞれ就任した。「内務省の独立せざる間、大蔵省が尚ほ最も管轄広く、相應に有能なる人物が出入し、事務に鞅掌し、相ひ集まりて政府を鞏固にするに與かる。」¹⁵¹⁾ こう評された大蔵省だが、内務省設置後は同省が「各省の中央省た

る観を呈し、鋭意内治の整備に従事す」¹⁵²⁾と様相は一変した。西郷らの武断派とは異なるものの、大久保＝大隈という薩派の勢力が強大となったことに変わりはない。陸奥及びその周辺は、閉塞感に捉われていた¹⁵³⁾。

陸奥は、「国是綱目」以来の改革派同志といえる伊藤博文に辞表提出を伝えた。その際、「此度の一条」は「不得已事情之順序」で「更に一点不平不満の次第は決して無之」と述べている¹⁵⁴⁾。しかし陸奥の「不平不満」は極点に達していた。1874（明治7）年1月1日に書き上げた「日本人」は¹⁵⁵⁾、そうした陸奥の「不平不満」を遺憾なく示している。陸奥は薩長藩閥の官職配分独占の弊害を批判し、国民＝全国人民が幸福を享受する権利を持つと主張する。地租改正においても、民力＝国民全体の経済力が財政収入の多少に関わり、租税の「公平均一」化が民力の活性化につながる¹⁵⁶⁾、と考える陸奥にとって、藩閥攻撃のための対抗概念として「日本人」を掲げるのは当然であった。

—— おわりに

本稿が対象とした時期、さまざまな政策構想が対時的に存在した。たとえば、郡県一封建、中央集権一分権（幕藩体制回帰）、文明開化（欧化主義）＝復古、内治優先＝征韓（外征）などである。さらにこれらは相互に重なり合うとともに、具体的な政治勢力ならびに各々の政策構想を具体化する方策などとの組み合わせを勘案すれば、極めて多岐に亙る可能性と選択肢が存在した。

陸奥は、井上馨を「首領」とする「所謂欧化主義の先端を行く、急進党の一人」と評された¹⁵⁷⁾。事実、陸奥は明確に中央集権化を推進する姿勢を示した。府藩県同治建白書、和歌山藩藩政改革における徴兵制導入、田租改正議、地租改正法に見られるように、その姿勢は一貫していた。また、県令時代の警察制度整備や囚獄改善提議なども、文明開化を実態化するという点で改革派としての面目躍如たるものがある。さらに、具体的な制度構築について陸奥には相当の自負があった。もっとも、藩政改革における徴兵制は津田の構想に依拠し、地租改正は神田孝平・大久保利通らの見解や動向をなぞるものであったが、一定の方向性が定まった場合、陸奥は緻密に具体化する出色の技倆を有していた。

一方で陸奥は常に焦燥感を抱いていた。その焦燥感は、改革派としての焦燥感でもあるが、一官僚としてのみ遇され、「政治家」として遇されないことへの不満の現れでもあった¹⁵⁸⁾。換言すれば、自らにふさわしいと陸奥が考えるほどには権力を掌握できないことへの焦りでもあった。それゆえに、陸奥は「明治政府に対して、何時も重要されながら、何時も不平であった。」¹⁵⁹⁾ また、陸奥には後ろ盾となる政治勢力が存在しなかった。もっとも、県令時代に神奈川県庁を「陸奥派で堅めてしまった」のは、陸奥が「閥に対抗するに、閥を以て」するものではあった¹⁶⁰⁾。しかしそこに執着することなく、陸奥は租税頭に移った。井上馨辞職後、陸奥自身の権力を拡大できる可能性が高まったものの、大久保利通・大隈重信の連携、内務省の新設、大久保の内務卿就任という一連の展開でその可能性は潰え

た。政治勢力に裏打ちされずに政策構想を実現する可能性は極めて低い。陸奥の不満と焦燥感、その原由と陸奥が捉えた藩閥、とりわけ薩派に対する反発や対抗心は極点に達した¹⁶¹⁾。「純然たる政治家」大久保利通が¹⁶²⁾ 制度構築(有司専制体制)を進めつつある中、同じく制度構築能力を自認する陸奥からすれば、薩派でもある大久保は最も忌避し相容れない人物であった¹⁶³⁾。陸奥の閉塞感は必然であった。この後陸奥は終生「苟くも薩摩に縁の有るものは」嫌い¹⁶⁴⁾、薩派及びそれに与する勢力と対抗した。

辞職に際して陸奥は反藩閥姿勢を強く示すとともに、対抗概念としての「日本人」(経済においては民力)を打ち出した。そこに盛り込まれた全国人民が幸福を享受する権利を有するとの主張は、木戸宛書翰にある「人民に自由の権を與へんと欲」する点への言及と相俟って、自由・立憲・政党政治という新たな方向性を示し得るものであった。同時に、有司専制体制を築いていく大久保＝藩閥勢力に対抗して、自由・立憲・政党政治という新たな理念を打ち出し、具体化していくことのみが、陸奥にとっては権力の掌握＝「政治家」たりえる途でもあっただろう。

以後、かかる理念と「機を見るに敏」な権力主義的側面とが、陸奥の中で交錯していくことになる。

《注》

- 1) 徳富猪一郎『我が交遊録』中央公論社、1938年、221頁。以下、史料の引用に際しては、常用漢字・現代仮名遣いで表記したり、適宜句読点を付す場合がある。
- 2) 陸羯南他述鹽澤梅編輯『柳暗花明』陸軍受験講義録編輯所、1897年、126-127頁。
- 3) 以下、陸奥に関する履歴については、特記しない限り「小伝」、陸奥宗光伯七十周年記念会編『陸奥宗光伯——小伝・年賦・附録文集——』陸奥宗光伯七十周年記念会、1966年、1-29頁による。
- 4) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上下巻、東京堂出版、1995年。『地方凡例録』は、封建時代の愚民観を下敷きとしつつ、「地方」＝「政務」＝「経済」という理解の下、諸般の具体的事項を詳細に記した為政者のための治民解説書である。
- 5) 渡辺幾治郎『陸奥宗光伝』改造社、1934年、34-35頁。
- 6) 渡辺幾治郎、前掲書、42-50頁。
- 7) 以下西暦表記を前面に出し、括弧内に元号表記を示す。なお1872年までは陰暦であったため、西暦との差異は少なくない。
- 8) 前掲「小伝」、4頁。
- 9) 前掲「小伝」、14頁。
- 10) 陸奥については、以下の拙稿を参照。「陸奥宗光と元老院」『敬愛大学国際研究』第2号、1998年11月、111-142頁、「陸奥宗光と西南戦争」『和光大学現代人間学部紀要』第6号、2013年3月、47-62頁、「自由民権期におけるイギリス功利主義思想の摂取——陸奥宗光とジェレミィ・ベンサム——」『現代史研究』第35号、1989年、35-50頁、「陸奥宗光講義ノート——シュタインとの出会い——」『金沢文庫研究』第291号、1993年9月、1-15頁、“Mutsu Munemitsu and His Lecture Notes from Lorenz von Stein”, *The Keiai Journal of International Studies*, No.1, March 1998, pp.127-159、「駐米公使・陸奥宗光」『東京女学館短期大学紀要』第13号、1990年、56-75頁、「陸奥宗光と『寸鉄』 政治的人間と政治新聞についての一考察」『和光大学現代人間学部紀要』第5号、2012年3月、81-99頁、「『陸奥外交』における朝鮮政策の変容」『国際学論集』第10号、1983年1月、2-15頁、「陸奥宗光の死と政界再編 日刊

- 『世界之日本』をめぐって』『和光大学人間関係学部紀要』第7号第1分冊、2003年3月、56-78頁。
- 11) たとえば、松延真介『芸娼妓解放』と陸奥宗光』『佛教大学総合研究所紀要』第9号、2002年3月、39-48頁、蓮沼啓介「土民革命、あるいは近代日本における市民革命について（2）——陸奥宗光と土地革命法案の成立——」『神戸法学雑誌』39巻4号、1990年3月、1033-1071頁、加藤俊彦「地租改正と陸奥宗光」『社会科学研究』第24巻第2号、1972年12月、60-76頁などがあるが、いずれも本稿とは視点が異なり、陸奥の建議や書翰の祖述に多くが費やされている。
 - 12) 高沢忠義編輯萩原裕評閲『献策新編. 第一集巻二』鹿鳴社、1877年、21-23頁。なお、渡辺幾治郎、前掲書、70-71頁、渡辺修二郎『評伝陸奥宗光』同文館、1897年、9-12頁、でも全文が紹介されている。
 - 13) 国立公文書館所蔵『太政類典』第1編・慶応3年～明治4年・第109巻・兵制・艦船、[請求番号]太00109100 [件番号]004（以下、同館所蔵文書については所蔵館を略すとともに請求番号以下を太00109100-004と略記する）。
 - 14) 『太政類典』第1編・慶応3年～明治4年・第27巻・官規・任免3、太00027100-056。
 - 15) 前掲「小伝」、6頁。なお、大久保利通がパークスに依頼し、パークスからアメリカ側に掛け合ってもらい、引き渡しに成功したとの指摘もある（佐々木克監修『大久保利通』講談社学術文庫、2004年、232頁、松村淳蔵談）。
 - 16) 会計事務局は同年6月11日（閏4月21日）に会計官となっており、陸奥はそのまま権判事の地位にあった。
 - 17) このほか、銀貨の悪鑄を巡る政策対立や各藩の贋金鑄造への対応など新政府は深刻な問題を抱えていた（丹羽邦男『地租改正法の起源——開明官僚の形成——』ミネルヴァ書房、1995年、7-76頁）。
 - 18) 西野喜与作『歴代蔵相伝』東洋経済新報社出版部、1930年、14頁。
 - 19) 前掲「小伝」、6-7頁。当時会計官副知事を務めた大隈重信も由利の問題点を指摘している（早稲田大学編『大隈重信自叙伝』岩波文庫、2018年、164-165頁）。
 - 20) 前掲「小伝」、7頁。なお、罷免から後藤の尽力による救済は有名で、高橋立吉『日本新英傑伝：列伝体明治史』東亜堂書房、1912年、224頁、高須梅溪『明治代表人物』博文館、1913年、139頁、などでも触れられている。
 - 21) 前掲「小伝」、7頁。
 - 22) 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上巻、原書房、1970年（原本は1943年）、419-420頁。
 - 23) 同前、419-420頁。
 - 24) 1869年4月22日（明治2年3月11日）付ならびに同年5月4日（3月23日）付伊藤博文宛木戸孝允書翰、同前、425-426頁、432-438頁。
 - 25) 前掲「小伝」、7-8頁。
 - 26) 1869年9月3日（明治2年7月27日）付陸奥宗光宛伊藤博文書翰、渡辺幾治郎、前掲書、95-96頁。
 - 27) 1869年9月7日（明治2年8月2日）付伊藤博文宛陸奥宗光書翰、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第7巻、塙書房、1979年、238頁（以下『伊藤文書』7-238頁、と略記する）。
 - 28) 1869年9月12日（明治2年8月7日）付伊藤博文宛陸奥宗光書翰、『伊藤文書』7-239頁。
 - 29) 前掲「小伝」、8頁。
 - 30) 1869年10月7日（明治2年9月3日）付大隈重信宛伊藤博文書翰、早稲田大学図書館所蔵大隈重信関係文書・請求記号（イ14B0047 0001）（以下、大隈文書・イ14B0047 0001、と略記する）。当時大蔵大輔であった大隈に宛てて伊藤は、陸奥が「病氣」で「是非御辞退申上度趣意と相見」、他の者を「撰拳」して陸奥を免じるのが妥当であるとの内意を伝えている。
 - 31) 前掲「小伝」、8頁。
 - 32) 大隈重信は「旧物の破壊、百事の改革」に向って尽力する「崛強なる同志」として、伊藤博文・井上

- 馨・前島密・渋沢栄一・山口尚芳・五代友厚の名を挙げているが、陸奥の名はない（前掲『大隈重信自叙伝』、182頁）。
- 33) 石塚裕道「明治初期における紀州藩藩政改革の政治史的考察」『歴史学研究』第182号、1955年4月、18頁。
 - 34) 津田出著、津田道太郎編『壺碑』青木藤作、1917年、31-32頁。
 - 35) 同前、24-25頁。
 - 36) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「陸奥宗光関係文書」60-20（以下、MM60-20と略記する）。
 - 37) 岡本柳之助『風雲回顧録』中公文庫、1990年（原著は1912年）、102-105頁。
 - 38) 亀谷聖馨『精神講話』前川文栄閣、1911年、246頁。津田の作詩を陸奥が自作のものとして伊藤に吹聴したが露呈したことは、大月ひさ『英雄の片影』文学同志会、1902年、11-12頁、でも紹介されている。
 - 39) 亀谷、前掲書、246頁。
 - 40) 1869年9月7日（明治2年8月2日）付伊藤博文宛陸奥宗光書翰、『伊藤文書』7-238頁。
 - 41) 岡本、前掲書、61頁。
 - 42) ケッペンならびに和歌山藩の兵制改革については、山田千秋『日本軍制の起源とドイツ』原書房、1996年、岡本、前掲書、137-146頁、を参照。
 - 43) 小山寛二『江南碧血記』新正堂、1942年、131頁。
 - 44) 岡本、前掲書、138頁、渡辺幾治郎、前掲書、88-91頁。
 - 45) 最も早く刊行された陸奥の評伝、渡辺修二郎、前掲書、13頁、及び坂崎斌『陸奥宗光』博文館、1898年、48-49頁、でも欧米行きの期間を1870年4月（明治3年3月）から1871年6月～7月（明治4年5月）としている。
 - 46) 1870年10月15日（明治3年9月21日）付伊藤博文宛陸奥宗光書翰では、「^アメ^リ飛脚船明日四字当港出帆」とのことなので、「拜晤」はむずかしいと伝えている（『伊藤文書』7-242頁）。伊藤が米国へ差遣されたのは同年11月26日（同年閏10月3日）なので、「当港」は横浜港を、当該「飛脚船」の「出帆」は陸奥の乗る船の「出帆」を示していると思われる。したがって、この時点で陸奥は日本に留まっていたことになる。
 - 47) 坂崎、前掲書、48頁、渡辺幾治郎、前掲書、110頁。
 - 48) 1872年9月15日（明治5年8月13日）付杉浦譲宛陸奥宗光書翰、土屋喬雄他編『杉浦譲全集』第三卷、杉浦譲全集刊行会、1978年、450-451頁。
 - 49) 山田、前掲書、124-144頁。
 - 50) 1870（明治3）年にアメリカで芳川顕正が陸奥に会っている（沢田章編『世外候事歴維新財政談』（以下『事歴談』と略記）、原書房、1978年（復刻、原本は1921年刊）、380頁、渋沢栄一談）。芳川は、1871年2月（明治4年1月）にアメリカに着き、同年6月（4月）頃まで滞在したという（同前、197頁、芳川顕正談）。さらに芳川は陸奥がアメリカから帰ったと述懐している（同前、380頁、芳川顕正談）。
 - 51) 高須梅溪『明治代表人物』博文館、1913年、144-145頁。
 - 52) 岡本、前掲書、138頁、渡辺幾治郎、前掲書、110頁。
 - 53) 岡本、前掲書、142頁。
 - 54) 前掲「小伝」、9頁。
 - 55) 岡本、前掲書、181-195頁。
 - 56) 前掲「小伝」、10-11頁。
 - 57) 前掲「小伝」、11頁。
 - 58) 1872年1月17日（明治4年12月8日）付外務卿副島種臣・外務大輔寺島宗則宛神奈川県令陸奥宗光報告、大隈文書・イ14A4554。
 - 59) 横浜開港資料館編『『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、横浜開港資料館、1985年、69頁。

- 神奈川県立図書館編『神奈川県史料 第一巻 制度部』神奈川県立図書館、1965年、123頁。
- 60) 1872年3月28日(明治5年2月20日)付『横浜毎日新聞』、前掲『『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、69頁。
- 61) 1872年4月15日(明治5年3月8日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0127 0007。
- 62) 大蔵省編『改置府県概表』北島茂兵衛、1872年。
- 63) 陸奥は、それまで県参事を務めていた内海忠勝を岩倉使節団に加えるよう大隈に要請(1871年11月16日(明治4年10月4日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0364 0016)、その結果内海は岩倉使節団に加わる事となった。内海に代わって、戊辰戦争期以来交遊があり、和歌山藩藩政改革にも関わった大江卓の起用を陸奥は考え、大江もこれを受け入れて就任の運びとなった(雑賀博愛『大江天也伝記』発行人・大江太(非買品)、1925年、153-156頁、158頁(以下『大江伝』と略記する))。
- 64) 前掲『『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、53、60頁、前掲『大江伝』、158頁。石井研堂『明治事物起源 第二編 法政部』筑摩書房、1997年、236-237頁。
- 65) 1872年6月25日(明治5年5月20日)付で大隈に対して陸奥は、「羅卒規則」などを「取調」させるため、羅卒総長石田英吉らを7月3日(5月28日)の「仏国郵船便」で出発させたいとして許可を願っている。同時に、7月4日(5月29日)付で大蔵大輔井上馨に対して、石田らは調査とともに「都合ニ依リ」「羅卒検官以下十二名程雇入」れるので、「入費」の「見込金貳千円」を支出してほしい旨を依頼している(いずれも大隈文書・イ14 A0310)。前掲『大江伝』、158頁。
- 66) 1872年3月13日(明治5年2月5日)付『横浜毎日新聞』、前掲『『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、60頁。
- 67) 1872年1月19日(明治4年12月10日)付『横浜毎日新聞』、前掲『『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、53頁。
- 68) 伊藤仁太郎『陸奥宗光 続編』東亜堂書房、1912年、523-530頁、伊藤痴遊(仁太郎)『伊藤痴遊全集 続 第三巻 陸奥宗光』平凡社、1931年、283-286頁。
- 69) 伊藤仁太郎、前掲書、508-510、513-523頁、伊藤痴遊(仁太郎)、前掲書、277-283頁。
- 70) 前掲『大江伝』、156頁。
- 71) 1872年4月5日(明治5年2月28日)付大隈重信宛大江卓書翰、大隈文書・イ14 B0273 0001。まもなく同年4月12日(同年3月5日)、陸奥は従五位に叙された。
- 72) 『太政類典』外編・明治4年~明治10年-訴訟・民法・治罪・刑律、太00889100-017。なお、「囚人駆役之義」は大隈にも建言している(1872年6月26日(明治5年5月21日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0026 0005)。
- 73) (年の記載はないが1872年(明治5年)と思われる)2月12日付井上馨宛陸奥宗光書翰、国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」121。
- 74) 『行政文書』第5類 諸官進退・官吏進退諸官進退・諸官進退状第5巻・明治5年2月~3月、任A00005100-038。
- 75) マリア・ルス号事件の概略については、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』山川出版社、1992年、956-957頁、森田朋子『開国と治外法権：領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館、2005年、140-151頁、などを参照。なお、奥義制述「条約未済秘露国帆船マリヤルス号清国拐民攪載横浜へ入港に付処置一件提要」(『日本外交年表並主要文書(上)』原書房、1965年、「文書」の部、50-51頁)が簡潔で要を得ている。また、神奈川県法律顧問佐和希児(ジョージ・ワルレス・ヒール)編纂神奈川県典事林道二郎訳述神奈川県一等訳官何幸五校訂『白露国馬厘老士船裁判略記』神奈川県、1874年、は、事件当時外務卿であった副島種臣の序文(1874年5月付)、「神奈川県権令」大江卓の「弁言」(1873年11月付)を付し、各種の往復文書を中心に構成されている(尾佐竹猛校訂改題で、明治文化研究会編『明治文化全集 第十一巻 外交篇』日本評論社、1968年、25-60頁に

- 所収)、『横浜毎日新聞』も、1872年8月22日(明治5年7月19日)付、同年8月31日(同年7月28日)付、同年9月8日(同年8月6日)付、1872年10月5日(明治5年9月3日)付などで本事件の展開を報じている(前掲『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第1集、120頁、125頁、126-127頁、132頁)。
- 76) 陸奥は1872年4月22日(明治5年3月15日)から5月20日(4月14日)まで神戸に出張しているが、その「出張中外務ノ事ハ参事大江卓」に代理をさせると届けている(『太政類典』外編・明治4年~明治10年・官規5・儀制・宮内、太00868100-006)。
- 77) 角田九郎編『大江卓君之略伝』角田九郎、1890年、20頁。
- 78) 1872年8月11日(明治5年7月8日)付大江卓宛陸奥宗光書翰、渡辺幾治郎、前掲書、120頁。伊藤痴遊『隠れたる事実 明治裏面史』講談社、2018年(原著は1924年)、255-259頁。
- 79) 伊藤仁太郎『快傑伝、第3編』忠誠堂、1926年、188-192頁、194頁。
- 80) 1872年6月18日(明治5年5月13日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0127 0009。
- 81) 渡辺幾治郎、前掲書、88-91頁。
- 82) 福島正夫『地租改正の研究』有斐閣、1962年、14-15頁。
- 83) 明治文化研究会編『明治文化全集 第四巻 憲政編』日本評論社、1967年、149頁。福島、前掲書、46頁。
- 84) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第七巻、明治文献資料刊行会、1963年、「地租関係書類彙纂」、301-303頁(以下、『財経史料』7、301-303頁と略記する)。
- 85) 福島、前掲書、46-47頁。
- 86) 井上馨自身も「ハイカラが沢山集って居った」と述懐している(『事歴談』、254頁、井上馨談)。
- 87) 『事歴談』、238頁、渋沢栄一談。
- 88) 『事歴談』、254頁、芳川顕正談。
- 89) 『事歴談』、237頁、渋沢栄一談。
- 90) 丹羽、前掲書、275-277頁。
- 91) 『財経史料』7、307-308頁。
- 92) 同前、308頁。
- 93) 同前、309頁。福島、前掲書、89-92頁。
- 94) 1871年10月30日(明治4年9月17日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0015 0007。ここで挙げられている「田租改正之儀」本文の存在は不明であるが、後述する「田租改正議」とほぼ同趣旨のものではないと思われる。なお、井上馨・渋沢栄一にも提出しているが「不同意ハ無之」とも述べている。
- 95) 「田租改正議」MM60-1-1、同『公文録』明治5年・第97巻・壬申4月~5月・諸県同(4月・5月)公00721100-027、「田租改正建議」『財経史料』7、310-311頁。いずれも建議本文の内容に異同はないが、仮名遣いや送り仮名に若干差異が見られる。本稿では基本的に陸奥文書史料によることとする。
- 96) 1872年6月26日(明治5年5月21日)付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ14 B0026 0005。
- 97) 福島、前掲書、100-103頁。
- 98) 1872年7月7日(明治5年6月2日)付正院宛大蔵大輔井上馨伺、大隈文書・イ14 A1998。1872年4月2日(明治5年2月25日)付の陸奥の「上言書」が添付されている。
- 99) 前掲「小伝」、12-13頁。
- 100) 『行政文書』・太政官内閣関係・第5類 諸官進退・官吏進退諸官進退・諸官進退状第7巻・明治5年5月~6月、任A00007100-145。「神奈川県在職中取扱居候事務当分之内令之心得ヲ以テ可取扱事」が付記された。なお、マリア・ルス号事件との関わりで、大江卓から状況ならびに陸奥の消極姿勢を聞いた外務卿副島種臣は、自分が県令ならば奴隸解放を命じるとの大江の言を受けて、陸奥の大蔵省転任を工作したとの見方もある(伊藤痴遊編『快傑伝、第三編』忠誠堂、1926年、195-201頁)。

- 101) 1872年7月31日(明治5年6月26日)付陸奥宗光宛伊達宗広書翰、陸奥広吉編『伊達自得翁全集』雨潤会、1926年、518-519頁。なお、宗広は宛名を「租税頭殿」としている。
- 102) 前掲『大隈重信自叙伝』、266頁。
- 103) 『事歴談』、263頁、芳川顯正の談話。なお、それにならって二・三等寮でも寮頭が府県知事に号令していたという。
- 104) 『財経史料』7、313-314頁、大隈文書・イ14 A0356。
- 105) 「府県ノ差等ヲ立テ官吏ノ階級ヲ定ムル議」、大隈文書・イ14 A0663。年月日の記載はなく、提出先も不明である。ただし末尾に「租税頭陸奥宗光謹言」とあり、文中に「方今各府県ノ長官ヲ集会シ大ヒニ前途ノ治術ヲ合議セントス」及び「今閣下職大蔵卿ニ代理シ」との記述がある。そのため、1873(明治6)年4月の地方官会同を控えた時期に井上馨に宛てたものではないかと思われる。
- 106) 国税庁税務大学校租税資料室編『関義臣文書・地租改正方法草案——明治六年地方官会同資料——』租税資料叢書第6巻、1993年、41-45頁。以下『関文書』と略記し、地方官会同の日程に関しては同書による。
- 107) 議事章程には井上が長文の「題言」を載せて大蔵省と地方との意思疎通を図ることを強調、地方官会同の意義など大綱5か条を述べた上で、全23節147条の条文から成っている(大隈文書・ワ09 00959)。その広範さからも制度全般に関わる議会的な存在を模索していた可能性が高い。
- 108) 福島、前掲書、166頁。実際には会同閉会の旨が伝えられた後、3日に大蔵省検査寮で経緯租調方について大略成案ができた(前掲『関文書』、43-45頁)。
- 109) 5月8日には「地租改正方法草案」木版冊40余枚が配布されているなど、事前に法案が用意されていた(福島、前掲書、167頁)。
- 110) 『財経史料』7、322-323頁。
- 111) 『財経史料』7、325-335頁。
- 112) 福島、前掲書、128-136頁、203頁、などを参照。
- 113) 「地租改正利害得失見込書」、MM60-8。1873(明治6)年までの収穫高を記載していることから、1874(明治7)年以降に書かれたと思われる。なお、陸奥は、後年農商務大臣時代に至っても、「地価モル後達観上ヨリ非常ニ不当ナルモノトナリ再ヒ公平ヲ失スルノ嫌アルニ至」ったとして、「他日時機ノ熟スルヲ待チ」、「現行ノ如ク地価ヲ標準トスルヲ廢シ純所得課税法」を採用すべきであると考えていた(「地価修正ノ得失」、MM60-16)。
- 114) この点については、坂崎、前掲書、10-11頁、墨堤隠士『人物の食客時代：青年立志』大学館、1905年、12頁、白柳秀湖『太平洋争覇時代』慶応書房、1941年、436頁、泉斜汀『名流情話』蜻蛉館、1917年、86-87頁、渡辺幾治郎、前掲書、124頁、など多くの指摘がある。
- 115) 津田、前掲書、25頁。
- 116) 尾崎行雄立案中村為吉執筆『地租改正私議』文林堂(発売：三書房)、1884年。26頁。坪谷善四郎『明治歴史』下巻、博文館、1893年、66頁でも同趣旨の指摘がなされている。
- 117) 『事歴談』、252頁、渋沢栄一談。
- 118) 渡辺幾治郎、前掲書、125頁。
- 119) 『事歴談』、379頁、井上馨談。
- 120) 服部之総『明治の政治家たち——原敬につらなる人びと——』上巻、岩波新書、1950年、48頁。
- 121) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第1巻、内外書籍、1933年、519-563頁、三宅雪嶺『同時代史』第1巻、岩波書店、1949年、328頁。
- 122) 白柳秀湖『中上川彦次郎伝』岩波書店、1940年、80-81頁。「明治六、七年の政変」とも言われた。
- 123) 前掲「小伝」、13頁。
- 124) 山田俊蔵・大角豊次郎著『近世事情』5篇13巻、山田俊蔵、1873-1876年、27-32頁。

- 125) 渡辺幾治郎、前掲書、126 頁。
- 126) 1873 (明治 6) 年 6 月 1 日付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ 14 B0364 0020。
- 127) 信夫清三郎『陸奥宗光』白揚社、1938 年、112 頁。
- 128) 1873 (明治 6) 年 5 月 24 日付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ 14 B0127 0003。ほどなく前島密は駅通頭兼任のまま大蔵省四等出仕となり、同年 6 月 15 日大蔵省三等出仕、同 17 日に大蔵少輔心得となった。
- 129) 星亨・有島武編訳『印紙税略説』大蔵省、1873 年。その序文には「明治六年五月租税頭陸奥宗光誌す」として、印紙税は「本朝未曾有の新税」であるため、「人或は之を疑惑し之を嫌忌し遂に施行の妨障をなさん事を恐る」故に、星亨らに欧米諸書中の印紙税に関する条を略訳させ、「世人の疑問を弁せんと」した、とある (1 頁)。
- 130) 前掲『事歴談』、237 頁、渋沢栄一の談。
- 131) 1874 (明治 7) 年 1 月 12 日付史官宛陸奥宗光辞職願、大隈文書・イ 14 A5092。
- 132) 前掲「小伝」、14 頁。
- 133) 前掲『大江伝』、341-343 頁。なお、大隈によれば、木戸は「進歩主義」・大久保は「保守主義」で、「当時の進歩的改革論者は皆木戸に依りて其志を成さんとし、保守的復古論者は共に大久保を擁して其業を遂げんとし」という (円城寺清『大隈伯昔日譚』立憲改進党報局、1895 年、480-481 頁)。
- 134) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』第二巻、東京大学出版会、1967 年 (覆刻、初版本は 1933 年刊)、406 頁 (以下、『木戸日記』と略記する)。
- 135) 1873 (明治 6) 年 8 月 5 日の条、『木戸日記』第二巻、410 頁。
- 136) 1873 年 (明治 6 年) 8 月 24 日の条、同前、417 頁。
- 137) 『太政類典』外編・明治 4 年～明治 10 年・官規 5・儀制・宮内、太 00868100-015。
- 138) 『公文録』明治 6 年・第 260 巻・明治 6 年 9 月・着発忌服、公 01010100-027。
- 139) 9 月 2 日付木戸孝允宛陸奥宗光書翰、渡辺幾治郎『日本憲法制定史稿』千倉書房、1937 年、353-359 頁に全文掲載、渡辺幾治郎、前掲書、130-131 頁でも一部掲載。末尾に「明治六年九月第二日夜十二時半閣筆」とある。
- 140) 大隈は当初は木戸に近かったが、「爾後大久保に近づき、遂に欠くべからざる人物」となった (三宅、前掲書、245 頁)。
- 141) 1873 (明治 6) 年 10 月 5 日付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ 14 B0129 0004。なお 1873 (明治 6) 年 10 月 11 日付伊藤博文宛陸奥宗光書翰でも病氣欠勤を伝えている (『伊藤文書』7-245 頁)。
- 142) 『公文録』明治 6 年・第 261 巻・明治 6 年 10 月・着発忌服、公 01011100-047。
- 143) 外務省調査部編『大日本外交文書』第 6 巻、日本国際協会、738-765 頁。
- 144) 1873 (明治 6) 年 5 月 20 日に大蔵省事務総裁大隈重信は、設置の動きが先行していた横浜に「照準」して生糸改会社を設置するよう布達した (1873 (明治 6) 年 5 月 23 日付『横浜毎日新聞』、前掲『横浜毎日新聞』が語る明治の横浜』第 2 集、63 頁)。他に先駆けて 6 月 1 日に横浜生糸改会社が開業した (横浜市役所編『横浜市史稿 産業編』横浜市役所、1932 年、339-356 頁)。
- 145) 1873 (明治 6) 年 11 月 30 日付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ 14 B0129 0004。陸奥は租税頭として、イタリアが「生糸蚕種等培養堅大之地ニ付製造方法貿易景況等委ク」調査報告させる目的で、領事館開設を主張し、1873 (明治 6) 年 1 月にヴェニスに領事館が開設された (1874 (明治 7) 年 2 月 2 日付大隈重信大蔵卿宛寺島宗則外務卿発第 56 号文書、外務省外交史料館所蔵「ウエニス領事館廃止中山総領事任勤被免ノ件」、6-1-5-6 5)。
- 146) 1873 (明治 6) 年 11 月 16 日の条、『木戸日記』第 2 巻、450 頁。
- 147) 1873 (明治 6) 年 12 月 3 日付陸奥宗光宛前島密書翰、MM18-1。
- 148) 1873 (明治 6) 年 12 月 7 日付大隈重信宛陸奥宗光書翰、大隈文書・イ 14 B0364 0013。

- 149) 征韓論をめぐる政変については、毛利敏彦『明治六年政変の研究』有斐閣、1978年、同『明治六年政変』中公新書、1979年、を参照。「どうしても西郷の方へ行くべきはずの者が、かえって非征韓派に組み、非征韓派でなければならぬ文官のうちにも、西郷の征韓に賛成していた者もあって、表面に現われた争いよりは、内部の争いの方がよほど激しかったように思われる」とも指摘されたように、錯綜した要因があった（伊藤痴遊、前掲書、293-294頁）。
- 150) 『太政類典』第2編・明治4年～明治10年・第15巻・官制2・文官職制2、太00237100、岡田英郎編『沿革類聚官民要覧、第1編』東洋社、1879年、119頁、『太政官日誌 明治六年』第148号、太政官、1873年、2頁。
- 151) 三宅、前掲書、367頁。
- 152) 三宅、前掲書、377頁。
- 153) 1873（明治6）年11月5日付陸奥宗光宛中島信行書翰、MM50-15、1873（明治6）年12月3日付陸奥宗光宛前島密書翰、MM18-1、1873（明治6）年12月9日付陸奥宗光宛前島密書翰、MM18-2。
- 154) 1874（明治7）年1月17日付伊藤博文宛陸奥宗光書翰、『伊藤文書』7-244頁。ここでは「弥明日十二日 [マ] 辞表仕る心得に御座候」と記しており、前述の辞表を認めた12日が念頭にあっての錯誤ではないかと思われる。なお、渡辺幾治郎は本書翰を1月11日付としている（渡辺幾治郎、前掲『陸奥宗光伝』、144-145頁）が、その方が平仄は合う。
- 155) 本稿では「日本人」は陸奥広吉編『伯爵陸奥宗光遺稿』岩波書店、1929年所載のものに拠るが（以下『遺稿』と略記する）、渡辺修二郎が引用紹介する「日本人」にはその末尾に「右一篇明治七年一月一日書于東京三叉清江樓時飛雪散燵不弁天地不分東西」との件がある（渡辺修二郎、前掲書、36頁）。また渡辺幾治郎は、1874（明治7）年1月1日に陸奥が木戸に呈したとする（同「解説」、議会政治社編輯部編『日本憲政基礎史料』議会政治社、1939年、136頁）。
- 156) 前掲「地租改正利害得失見込書」、MM60-8。
- 157) 徳富、前掲書、227頁。
- 158) 「陸奥は、人の部下について、その幕僚となるに適した人物で、幕僚に長としてこれを統率するには不適當であった。」海軍操練所時代から陸奥を知る勝海舟はこう評している（勝海舟／江藤淳・松浦玲編『氷川清話』講談社学術文庫、2000年、148頁）。また、人物評論で著名な鳥谷部春汀は、陸奥を「政治家」ではなく「外交家」の範疇で扱っている（鳥谷部春汀「故陸奥伯と小村男」、『春汀全集』第2巻 明治人物月旦 外交家月旦軍人月旦文士記者月旦教学界月旦実業家月旦』博文館、1909年、53-60頁）。
- 159) 渡辺幾治郎、前掲『陸奥宗光伝』、145頁。
- 160) 伊藤仁太郎『伊藤痴遊全集、続第3巻』平凡社、1931年、331頁。
- 161) 改革派という点でも陸奥は長派の木戸孝允・伊藤博文・井上馨らと近かった。1874（明治7）年当時を振り返って、「陸奥は長州派であった」と岡本柳之助も述べている（岡本、前掲書、53頁）。
- 162) 佐々木、前掲書、280頁、大隈重信談。
- 163) 勝海舟は、陸奥が「もし大久保の下に属したら、十分才を揮ひ得たであらう」と述べている（勝海舟、前掲書、149頁）。
- 164) 関直彦『七十七年の回顧』三省堂、1933年、235頁。海軍操練所時代、「薩州人が多く」「胆力を鍊って、功名を仕遂げるといふことを重んじて居たから、」陸奥のような「小伶俐な小才子は誰にでも爪弾きせられて居」という（勝海舟、前掲書、148頁）。